

市報ひがしむらやま

消費生活センター

平成 26 年度版
(平成 25 年度掲載分)

～トラブルにあわないために～

東村山市消費生活センター
(市民相談・交流課)

はじめに

平成25年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は、888件と前年度より88件増加しました。相談内容は、いろいろな分野に広がっていますが、中でも通信販売の相談が店舗販売の次に211件と多く、7割以上がインターネット通販の相談でした。「アダルトサイトを検索していたところ、有料サイトにつながり登録料を請求された」といった、架空請求・不当請求の相談や「ネットで商品を申し込んだが届かない」などインターネットを利用した通信販売に関するものです。年齢別では、高齢者からの相談が301件と全体の3割強を占めました。市役所や公的機関の職員を名乗り還付されるお金があるとATMに誘い出しお金を引き出させようとする「還付金詐欺」と思われるものや「頼んでいない健康食品が代引き配達で送られてきた」といった「健康食品の送り付け商法」など、高齢者を狙った悪質商法の相談が多く寄せられました。

今後もインターネットの普及に伴って、インターネットに関連したトラブルや新しい相談が増える傾向にあると思われます。

何かおかしいな、困ったなと思ったことがあれば、すぐ消費生活センターにご相談ください。

この小冊子は、市報「ひがしむらやま」の毎月15日号に掲載しているコラム「消費生活センター」の平成25年度掲載分をまとめたものです。被害の未然防止、またトラブル解決の手がかりとしてご利用いただければ幸いです。

平成26年5月

東村山市消費生活センター

も く じ

衣類を気持ちよく着るために（4月）	3
あなたは大丈夫？健康食品利用中の体の不調（5月）	4
「過去の投資被害を回復する」という勧誘に注意！（6月）	5
高齢者を狙った健康食品の強引な送りつけ商法にご注意！（7月）	6
おびやかされる消費者の安全リコール情報の周知強化（8月）	7
多重債務問題は必ず解決できます！（9月）	8
新聞購読を契約するときに、景品につられないで！（10月）	9
還付金詐欺に気をつけて！（11月）	10
インターネット通販 利用時の注意点（12月）	11
冬の暖房器具を安全に使用しましょう（1月）	12
「東京オリンピック」を悪用した詐欺に注意！（2月）	13
アダルトサイトの架空請求あやしいサイトに近づかないで（3月）	14
クーリング・オフ制度の基礎知識	15
悪質商法一覧表	17

衣類を気持ちよく着るために

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

衣類は、普段から丁寧に扱きましょう。着用後の衣類にブラシをかけてホコリを取ったり風を通したり、シミは早めに始末するなど、日常の適切な手入れで衣類は長持ちし気持ちよく着用

できます。

暖かくなり冬物の衣類を片付ける頃になりましたが、しまつ前には必ず洗濯をして、清潔にしてから収納しましょう。

●洗つ前にラベルの確認を衣類の内側についているラベルには、家庭用品品質表示法で義務付けられた家庭洗濯等取扱い方法が絵表示で記載されています。洗

濯機」や「手洗い」の表示があれば家庭でも洗濯できます。ドライマークは「ドライクリーニングができる」という意味のマークです。

●クリーニングを利用するときは

事前に品物全体をよく確認しましょう。シミや汚れなどがある場合は、何の汚れか、いつ付着したのものかなど具体的にお店の人へ伝えましょう。ベルト、リボン、フードなど付属品があ

る場合は、お店の人と一緒に付属品の有無を確認しましょう。スーツなどの揃いの物は、別々の日に依頼すると色合いが違ったりするので一緒に依頼しましょう。

クリーニングから戻ってきたら、事前のチェックではなかったキズや変色などがなければ確認します。

返却時のビニールカバーは外して、風を通してから保管しましょう。大切にしまつて、次のシーズンにも活躍してもらいましょう。

あなたは大丈夫？

健康食品利用中の体の不調

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

最近よく耳にする健康

食品(サプリメント)の
マーシャル、テックやフジ
オから流れる情報をどのよ
うに受け止めていますか。
健康への関心の高まりと

もに、日々の食生活の補
助として健康食品を利用す
る人が増えています。一方
で、過大な期待による特定
成分の過剰摂取など、不適
切な利用から健康被害につ
ながることもあるため注意
が必要です。

1、USFにお注意！
特定の成分をとりすぎると
健康に影響がでる可能性も
あります。製品表示をた

いる摂取目安量の範囲で利
用しましょう。

2、アレルギー症状に注
意！アレルギーをお持ちの
方は、製品の表示でアレル
ギー原因物質の有無を確認
しましょう。

3、薬を服用している人
は注意！薬によっては、健
康食品と一緒に利用すると
薬の効果が強まったり、弱
まったりするなど治療の妨
げになることがあります。

薬を服用している方は必ず
医師や薬剤師に相談しまし
よう。また健康食品は、あ

くまでも食生活における補
助的なものです。病気や体
の不調を治すものではない
ことも意識しましょう。

送の付けに注意
最近、注文していない健
康食品の送り付けの苦情が
寄せられています。電話の
場合は、はつきりと断わり、
それでも代引きで送ってき
た場合は、受け取り拒否を
して代金の支払いはしない
ようにしましょう。

「過去の投資被害を回復する」

という勧誘に注意！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

欺的な勧誘についての相談が寄せられています。

●事例1「ある日電話が掛かってきて、以前投資詐欺にあったことはないかと聞かれた。つい正直に、社債で損をした話をしたら、その損失を取り戻してあげるので手数料として被害金額の1割を前払いで払うように、と勧誘された。何度も熱心に電話がかかってくる手数料を要求するなどの詐

が、信用して良いか。」

●事例2「公的機関から認証された団体と称する業者から、国の被害救済制度で被害回復が図れると電話がかかってきた。かかった費用はいずれ税金で戻ってくると言われ、被害救済にかかる費用として50万円を封筒に入れて送るようにと指示された。お金を送ってから、業者と連絡がつかなくなってしまう。」

●公的な被害救済制度をかたるなど手口が巧妙化しているような二次被害の

相談内容をみると、勧誘の手口もますます巧妙になり、事例2のように公的機関に委託を受けたとか、公的機関を思わせる名称をかたって、過去の投資被害を回復させると勧誘する相談が増えてきているようです。また、公的な被害救済制度などと言って信用させたりします。判断に迷ったり、消費者センターに相談してくだい。不審な勧誘があっても、うのみにならないことが大事です。

高齢者を狙った健康食品の 強引な送りつけ商法にご注意！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

事例1) 注文があったサブ
リメントをこれから発送す
ると電話が掛かってきた。
「申し込んでいない、いら
ない」ときっぱり断ったが、
これから送ると言っていて電話

が切れた。送られてきたら
どうしたらよいか。
事例2) 突然電話で「注文
いただいた栄養補助食品を
送る」と言われた。頼んだ
覚えはなく断ったが、〇日
に確かに注文を受けたと言
い、しつこく何度も電話が
掛かってくる。断る度に家
まで行く、怖い言葉を浴び
せるなどの暴言を吐く。対
応策はないか。

あたかも以前に商品購入
の申し込みを受けたかのよ
うな電話を消費者にかける
ことにより、消費者を誤
認させ健康食品を購入させ
るといった悪質な手口です。
このような電話があったと
きは、申し込んだ覚えも
なく購入するつもりがなけ
れば、きっぱり断ることが
大事です。ナンバーティス
プレイや留守番機能を活用
し、非通知や知らない電話
番号には出ないようしま
しょう。断っても商品が送
られてきた時は、受け取り

拒否を！確認できれば事業
者名、住所、電話番号など
念のため控えておきましょ
う。うっかり受け取ってし
まったときには、お金を支
払ったり振り込まないよう
にしましょう。電話勧誘で
商品の送付を承諾してしま
った場合は、クーリング・
オフができます。万が一、
業者が自宅にくるなどして
恐怖を感じた場合はすべし
110番し警察に通報してへ
ださい。

おびやかされる消費者の安全 リコール情報の周知強化

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

私たちは、家庭、職場、学校等で、多数の製品に取り囲まれて生活しています。国は製品の安全と表示に関する法整備を行い、企業や事業者のたまげまな努力

によって、安全が図られ、消費者も知識、経験、知恵を活用し、製品等を安全に使いこなしてきたはずでした。

しかし近年は製品等が多数市場に提供され小型化多機能化し便利になったことで、使用方法の理解が難しくなり、危険性は必ずしも軽減されなくなりました。また大量生産により同一、

同種の製品等多数の不具合や欠陥が発生し、リコールされる事例も増加しています。

リコールといえは自動車を思い浮かべるかたが多

いかもかもしれませんが、より身近な製品でも事故の発生を防ぐための修理や回収等を無償で行うことも「リコール」といいます。

リコールされた製品による火災等の重大事故は年間100件以上にもおよび、尊い人命やあなたの財産を奪うことにもなります。事故に

あわないために、リコール情報を入手し、対象の製品をお持ちの場合は、販売店やメーカー等に申し出るなど、自主的行動を心がけるようにしましょう。

なお、経済産業省は製品の経年劣化による事故を防ぐ取り組みも合わせて公表しています。「リコール情報」
(<http://www.recall.go.jp/>)をご覧ください。

多重債務問題は

必ず解決できます！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

のでは、状況を悪化させるばかりです。自分の収入の範囲で返済ができなくなったら、早めに多重債務の相談窓口で相談しましょう。

●債務整理の方法

消費者金融やクレジットなどを利用して多重債務を抱えて返済が困難になり、誰にも相談できず悩んでいる人も多いと思われまます。返済のために借金を重ねる

残債務を確定するために貸金業者との間の取引経過を調査し、利息制限法により引き直し計算をします。それによって債務額が減縮する場合や、過払金が発生

していることがわかり返還請求できる場合があります。法的な手続きには①任意整理②特定調停③個人再生④自己破産の4つの方法

弁護士会や司法書士会、法テラスなどの多重債務の相談窓口があります。

があります。どの方法を選択するかについては、多重債務者本人の収入や財産、債務額などを考慮して必ず

法テラスでは、経済的にお困りの方のための無料法律相談や弁護士費用などの立て替えを行っています。手続き費用がないから

わしい方法が選択されます。弁護士など法律の専門家に相談し、判断してもらって進めていきます。受任

と法律の専門家への相談をためらっていないで、まず相談に行きましょう。

通知の送付等によって取り立ては止まります。

●まず、相談を！

新聞購読を契約するとき、

景品に引っられなぐで！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

たがやめたい。

このような事例の新聞の訪問販売による苦情が後を絶ちません。

●新聞の拡張員に粘られて現在購読している新聞の契約が終わる5年先のその後でよいかと言われ3年間の購読契約をし、ビール券や宿泊券をもらってしまっ

最近増えているのが、高齢者に対する数年先や長期契約の相談が目立ちます。長期契約は、介護や入院など思いもよらないことが起きるとき、購読の継続が難しくなることが考えられます。契約期間の定めがある契約

は、消費者の都合で一方的に解約することはできません。販売員が勧誘するときには、景品をたくさんつける又は、テレビや掃除機の高額景品をつけるなどと言って誘ったため、景品に引っられて不要な契約を無理に契約してしまうことが問題です。新聞の景品は、景品表示法で提供できる範囲が決まっています。上限額が取引価格の8%または1か月分の購読料金8%のいずれか低い金額（通常、最高で2000円程度）となつて

います。解約するときには景品代金を請求されたり、同じ景品を買って返すようになり求められたりするところがあります。トラブルを避けるためには、高額な景品を受け取らない、景品に引っられて安易に契約をしないことです。新聞の訪問販売は、クーリング・オフ等できる場合もありますので、困ったときには消費生活センターにご相談ください。

還付金詐欺に気をつけて！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

先月当市で還付金詐欺が発生しました。内容は高額療養費の「払い過ぎた医療費を返金する（還付金がある）」また「高額療養費を5年たかのぼって返金す

る」などの内容です。詐欺グループは「医療費の還付金書面が届いていませんか。還付金書類は、再発行はできません、すぐに手続きしないと還付金を受け取るこゝとができなくなります」と急がせます。そして今すぐ銀行の通帳とキャッシュカード、携帯電話を持ってATM（自動支払機）に行き、よじり指示をし、「操作」し

いては銀行員が直接電話で教える「など行政職員や大手銀行員を装って電話をかけてきています。

●こんな電話内容に気をつけてみましょう！

① 還付金の話をしつゝ。

② 携帯とキャッシュカードを持ってATMへ行き、よじり指示している。

③ 今すぐ手続きをしないと受け取れなくなるよ急がせる。

● 還付金の返還について……

① 行政機関等が、還付手続きをATM操作でお願いすることは絶対ありません！

② 還付金がある場合は必ず書面で連絡します。

③ 高額療養費を請求し忘れた場合はさかのぼりができるのは2年間です。

電話での還付金の話については、すぐに対応せず、一度電話を切り、関係各所（市役所等）に事実確認してから対応してください。

インターネット通販

利用時の注意点

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

インターネット通販

利用時の注意点

「ネットで格安のブランドバッグを見つけた。前払い限定だったので代金を振り込んだが、いっこうに送ら

事業者はサイト上に住所、

電話番号、責任者の氏名な

どを表示することが義務づ

けられています。申込み時

には、連絡先を必ず確認し

て印刷などで保存しましょ

う。

●返品条件の確認を！

「届いたらイメージと違っ

ていた。」などの場合、返品

が可能なよう、返品につい

ての条件を良く確認してお

きましょう。返品特約の表

示がない場合、商品到着後

8日以内ならば送料自己負

担で返品するようがございま

す。

●支払いは慎重に！

代金前払いに限定されて

いる場合は、注意が必要で

す。後払いや代金引換など

確実な方法が選べると安心

です。

●海外の事業者には注意を！

国内の連絡先が表示され

てなかったり、不自然な日

本語が使われているサイト

は、海外の事業者のもので

ある可能性が高く、トラブル

ル時の解決が困難になるこ

とも多いので、注意が必要

です。

冬の暖房器具を

安全に使用しましょう

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

ものからは離します。炎が

赤い、火移りがしにくい、

異臭や変な音がする、スス

や煙がでるなどの症状があ

るときは使用をすぐに止め

点検・修理をしましょう。

閉めきった部屋では、一酸

化炭素中毒の危険がありま

す。1時間に1〜2回以上

の換気をしましょう。

●電気毛布・電気カーペッ

ト

ヒーター線が中で重なった
り、よじれたり、折りぐせ
がある、過熱して発火す
る恐れがあります。使用を
中止してください。

●「ゆたぽ」電気あんか「
など」

長時間身体に接して使うも

のは、低温やけどになるこ

とがあります。表面は軽傷

に見えても、皮膚の深い部

分でやけどが進行し、皮膚

が壊死するなど症状が重く

なります。なるべく身体か

ら離して使用しましょう。

★リコール情報の確認を！

製品に欠陥や不具合があり、
安全性が保てないときに
出されます。気づかずに使
し続けると事故につながる
ことがあります。リコール
情報は、常にチェックしま
しょう。

●石油ストーブ

古い灯油は使っていません

か。異常燃焼や故障の原因

になりますので、新しい灯

油を使いましょう。布団や

カーテンなどの燃えやすい

「東京オリンピックピック」を悪用した

詐欺に注意！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

2020年の開催決定に伴い、東京オリンピックに関連した詐欺的トラブルの相談が寄せられています。悪質業者は巷で話題になっている出来事を悪用して近

づいてきます。今後東京オリンピックに関連したトラブルがさらに増えてくると思われる。

事例1

知らない業者から電話が入り「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが市内で選ばれた49名限定で送付されている。その購入権利を購入額の5倍で譲ってほしい」といわれ

た。パンフレット到着後に電話がほしいといわれたが不審だ。

事例2

「以前、ある会社の未公開株を20万円で購入していたが、先日、証券会社の担当を名乗る者から「オリンピック開催が決定して10倍になったので売らな

何度も請求を受けお金がなくなりました。

このようにつまみ話が舞い込んだ時には、何故自分だけにつまみ話をしてきたのか冷静に考え、身近な人に相談するようにしよう。いったんお金を支払うと取り戻すことは大変難しくなりますので、安易に信用しないようにしましょう。

アダルトサイトの架空請求 あやしいサイトに近づかないで

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

パソコンや携帯電話などでアダルトサイトにアクセスしただけで、高額な請求を受けたという相談が多く寄せられています。

事例1 好奇心からアダルト

トサイトにアクセスした。

18歳以上かという問いに「ハイ」をクリックした途端、会員登録完了となり、3日以内に9万9千円を払えという画面になった。表示されていた電話番号にかけて「登録する気はなかった」と伝えたが、払えと強く言われ怖くなった。

事例2 動画をダウンロードしたら登録完了となり慌

ててパソコンを閉じたが、それ以後パソコンを立ち上げると請求画面が現れて消せない。

●言われるまま支払わない！

あらかじめ料金の説明がない場合、契約内容に合意がないため契約は不成立です。また、契約内容の確認画面がなかったのであれば、消費者は錯誤無効の主張が可能です。いずれにしても、請求されても支払う義務はありません。

事業者の連絡先が表示し

てあっても、相手に個人情報教えることになるので慌てて連絡しないようご注意ください。

パソコンのトップ画面に張り付いた請求画面の消去方法については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページから、「情報セキュリティ」にアクセスし、「ワンクリック請求に関する注意喚起」をご覧ください。

クーリング・オフ制度の基礎知識

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を与え、無理由・無条件で契約を解除することを認める制度です。

1. 特定商取引法の場合

取引形態	期間	適用対象
訪問販売（催眠商法・アポイントメント商法・キャッチセールスなど） 電話勧誘販売	8日間	原則すべての商品・役務が対象となる（但し3千円未満の現金取引等は除く）
特定継続的役務提供（エステ・家庭教師・学習塾・語学教室・パソコン教室・結婚相手紹介サービス）	8日間	店舗へ出向いて契約した場合にも適用される
連鎖販売取引（マルチ商法） 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	20日間	すべての商品・役務・権利 店舗へ出向いて契約した場合にも適用される
訪問購入取引（訪問買い取り）	8日間	適用除外の物品があります
<small>① 通信販売はクーリング・オフ制度はありません。 ② 消耗品を消費した場合などクーリング・オフができない場合もあります。詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。 ③ クーリング・オフ妨害があったとき（クーリング・オフをしようとしても、業者からできないと言われたり、または脅かされてできなかったという場合）には、「クーリング・オフができる」と記載された書面が改めて交付されてから一定期間（8日又は20日）が経過するまで、消費者はクーリング・オフができます。</small>		

*上記以外にも、冠婚葬祭互助会契約、宅地建物取引、生命・損害保険契約、ゴルフ会員権契約、預託等取引契約、投資顧問契約、不動産特定共同事業契約、有料法人ホーム入居契約などの場合には、条件によってはクーリング・オフが可能です。契約書類を渡されたら内容をよく確認し、「早まった！」と思ったら速やかに手続きをとりましょう。

2. クーリング・オフをすると

- ①クーリング・オフの通知は、発信した時に効果が生じます。したがって、消印がクーリング・オフ期間内であれば有効です。
- ②業者に支払ったお金は、全額返金されます。
- ③消費者に渡された商品は、業者の負担で引き取る義務があります。
- ④既に工事が開始されている場合は、業者に原状回復義務があります。

3. クーリング・オフの行使方法

電話ではなく、必ず書面で通知しましょう!!

①官製はがきの場合

証拠として両面のコピーを残し、郵便局の窓口で「特定記録郵便」で出しましょう。クレジット契約をした場合には、必ずクレジット会社宛に通知してください。

《記載例》

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> あて先住所 ○○株式会社 代表取締役○○○殿 </div> <div style="text-align: right;"> 契約者住所 氏名 </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 契約(申し込み)年月日 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> ●販売業者名 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> ●販売員氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> ●販売業者住所 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> ●電話番号 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> ●商品・役務・権利名 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 右記日付の契約を解除(申し込みを撤回)します。 </div> <div style="text-align: right;"> ○年○月○日 </div>
--	--

※氏名がわかれば書き入れる。

②内容証明郵便による場合

※代金を支払ったり、商品を受け取っている場合書き加える。

○○株式会社 あて先住所 代表取締役 ○○○殿	平成○年○月○日 引き取りに来てください。 口座○番に振り込んで下さい。 を○に○銀行○支店○円 を○に○支店○円 がついては、支払った金○円 通知は、します。 が、契約解除(申し込みを撤回)したく の購入契約(申し込み)を致し、商品 のセルスマン○○○氏と商品 私、平成○年○月○日、貴社	契約解除(又は申込撤回)通知 住所 氏名 印
----------------------------------	---	---------------------------------

- * 3枚1組の内容証明郵便紙に通知内容を書き、業者宛の封筒とともに郵便局の窓口にて提出します。
- * 内容証明郵便紙は文房具店で購入できます。
- * 東村山市内の郵便局で内容証明郵便を扱っているのは本局のみです。

悪質商法 販売の手口	
内職・モニター商法	「自宅でできるサイドビジネス」「モニター募集」などと勧誘するが、実際は、高額な商品を購入させたり、登録料を払わせるのが目的。
SF（催眠）商法	安売りの講習会名目で会場に誘い込み、雰囲気盛り上げながら日用品を無料で配り、消費者が合理的な判断ができない状態の中で、布団などの高額商品売り付ける。
アポイントメントセールス	「あなたは選ばれた」「商品を取りに来て」などと言って、営業所や喫茶店に誘い出し、会員権、アクセサリー、パソコン、絵画などを売り付ける。
キャッチセールス	人通りの多い路上や駅前で、アンケートの協力を求めるふりをして呼び止め、営業所や喫茶店に連れ込んで、化粧品やエステティック、映画鑑賞券などを売り付ける。
デート（恋人）商法	出会い系サイトや電話、メールを利用して出会いの機会をつくり、デートを装って契約させる。恋愛感情を利用してアクセサリー、毛皮、和服などを売り付ける。
送りつけ商法（ネガティブオプション）	申し込んでもいない商品（書籍・写真集・ビデオソフトなど）を勝手に送りつけ、代金を請求してくる。代金引換郵便や、着払いの宅配便を悪用することもある。福祉目的をうたって、商品を買わせることもある。
原野商法	「将来確実に値上がりする」と偽り、ほとんど価値のない原野などを時価よりもはるかに高く売り付ける。最近は転売話でつる二次被害も。
かたり商法	消防署職員や水道局の職員、電話会社社員のように見せかけた服装や言動で、消火器、浄水器、電話機を売り付ける。
靈感（開運）商法	「先祖のたたりで不幸になる」「購入すれば不幸から免れる」などと人の不幸や不安に付け込み、数珠や印鑑を高価な値段で売り付ける。
整理屋	「あなたの借金を整理します」などと広告し、相談にきた人から「整理手付金」などの名目で現金を預かり、整理を引き延ばして次々とだまし取る。
延滞料取立商法	取り立ての法的根拠のない者が、レンタルビデオなどの利用料金が未払いだとして、法外な延滞料を取立てる。全く身に覚えのない人に対しても脅迫的な言動で払わせることがある。

どうしよう…困った!!と思ったら、まず相談!

東村山市 消費生活センター

消費生活相談とは?	<ul style="list-style-type: none">☆ 商品やサービスについて、疑問や不審な点があったとき、また、契約上のトラブルでお困りのとき☆ 悪質商法の勧誘を受けたとき、また、被害にあったとき☆ 多重債務の整理について☆ 身に覚えのない請求を受けたとき（不当請求・架空請求）☆ その他、消費生活全般にかかわること
相談するときは…	<ul style="list-style-type: none">☆ 状況を正確に把握するためにも、できるだけ契約した本人が相談してください☆ 次のものをご用意ください<ul style="list-style-type: none">① 事実経過の記録② 契約書・保証書など③ その他、関係資料 <p>* ご相談は東村山市在住・在勤・在学の方に限ります</p>
でんわ	042-395-8383
相談受付	月～金曜日（祝日を除く） AM9:00～12:00 PM1:00～4:00
ところ	東村山市市民部市民相談・交流課 （市役所1階） 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3